

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月16日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第57号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～20（略）	1～20（略）
21 歯科料金	21 歯科料金
(1)（略）	(1)（略）
(2) 欠損補綴	(2) 欠損補綴
ア（略）	ア（略）
イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）
(ア)～(ウ)（略）	(ア)～(ウ)（略）
(エ) 線鉤 1装置につき <u>1,780円</u>	(エ) 線鉤 1装置につき <u>2,860円</u>
(オ)（略）	(オ)（略）
ウ～タ（略）	ウ～タ（略）
(3)～(16)（略）	(3)～(16)（略）
(17) インプラント料金	(17) インプラント料金
ア～ク（略）	ア～ク（略）
ケ インプラント上部構造料	ケ インプラント上部構造料
(ア) 既製アバットメント <u>34,610円</u>	(ア) 既製アバットメント <u>32,750円</u>
(イ)（略）	(イ)（略）
コ 補綴処置時の審美処置加算	コ 補綴処置時の審美処置加算
(ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>38,700円</u>	(ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>51,450円</u>
(イ)（略）	(イ)（略）
サ～ラ（略）	サ～ラ（略）
(18)～(22)（略）	(18)～(22)（略）
22～38（略）	22～38（略）
備考（略）	備考（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。